

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																							
日本ウェルネス歯科衛生専門学校	平成17年4月1日	前田隆秀	〒175-0094 東京都板橋区成増1-2-5 (電話) 03-5968-3211																							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																							
学校法人タイケン学園	平成9年10月30日	柴岡三千夫	〒175-0094 東京都板橋区成増1-12-19 (電話) 03-3938-8939																							
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																						
医療	歯科衛生専門課程	歯科衛生士科Ⅱ部	平成25年文部科学省 告示第2号	-																						
学科の目的	基本的な知識、技術の修得を徹底し、さらに医療機関との連携により、現場で求められる能力を養い、いつの時も思いやりの心を忘れない歯科衛生士を育成する。																									
認定年月日	平成26年2月29日																									
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	夜間	2490	1110	270	1110	0																				
生徒数	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	授教員数																					
90人	60人	0	4人	26人	30人																					
学期制度	■前期:4月1日～7月31日 ■中期:8月1日～11月30日 ■後期:12月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験結果・出席率・授業態度・小テスト・レポート・提出物等を含めた総合で評価する。 評定 A 90点以上 B 80点以上90点未満 C 70点以上80点未満 D 60点以上70点未満 E 60点未満 合格はD以上とする。																						
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:8月第3週目1週間 ■冬季:12月26日～1月4日 ■学年末:3月30日～4月9日		卒業・進級条件	進級は学年毎の必須単位を修得することにより進級できる。 卒業は総合試験で及第点に達した者は卒業できる。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 成績不良者の補講、長期欠席にならないようにする為に、早めの個別面談、保護者との面談を実施している。		課外活動	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 ・歯科系における地域と連携した体験実習指導、もてなしの経験 ・学童保育の補助(夏休み等の昼間) ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生)に関する令和元年5月1日時点の情報)																						
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 東京都、埼玉県の歯科医院および病院が大多数を占める。 ■就職指導内容 ・就職ガイダンスの実施 ・個別相談の実施 ■卒業生数 22 人 ■就職希望者数 19 人 ■就職者数 19 人 ■就職率 : 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 86 % ■その他 ・進学者数: 0人		主な学修成果(資格・検定等)※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士国家試験</td> <td>②</td> <td>22人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士国家試験	②	22人	21人												
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																							
歯科衛生士国家試験	②	22人	21人																							
中途退学の現状	■中途退学者 5名 平成30年4月1日時点において、在学者69名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年度年3月31日時点において、在学者64名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の原因 学力不足、病気、結婚、出産 ■中途防止・中退者支援のための取組 ・長期欠席にならない為、個別面談をした上で、保護者にも協力してもらい、退学に至らないようにしている。また、退学を希望する場合は、一旦休学をして気持ちを立て直し、次年度から再出発するように促している。 ・学費、子育てのサポート制度の充実		■中退率 7.9%																							
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 待機生制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 平成28年度の給付実績者数6名 平成29年度の給付実績者数16名 平成30年度の給付実績者数15名																									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																									
当該学科のホームページURL	https://taiken-jwd.com/																									

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の前公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

## 2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

## 3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

最新の歯科医療現場に即した質の高い人材の育成、実践的かつ専門的な知識と技術を高めていけるよう、業界団体および歯科医療現場の意見を活かし、次年度以降のカリキュラム、授業内容、実習内容の改善に活かしていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会規則第9条により、委員長又は委員長の指名する委員は、委員会の決定事項について校長及び教職員会議に報告しなければならない。

また、学校長は教育課程編成委員会での審議を通じて示された要請、情報、意見を十分に活かし、教育課程の編成に努めなければならない。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
長谷 誠	ファイン矯正歯科 院長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	③
吉田 格	日本顕微鏡歯科学会 理事(副会長)	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	③
篠原 俊介	シノハラ歯科医院 院長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	③
辻本 恭久	日本大学松戸歯学部 先端歯科治療学講座 教授	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	③
工藤 貴之	工藤歯科医院 日本ウェルネス歯科衛生専門学校 非常勤講師	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
前田 隆秀	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 校長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
大川 浩子	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 事務長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
渡辺 節子	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 教務主任	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
馬場 夏美	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 教務	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
君島 茜	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 教務	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(5月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 2018年5月21日 14:15～15:45

第2回 2018年11月26日 15:00～16:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

2020年度から入院施設のある病院、施設での高齢者実習も開始することに決定した。

教育課程編成委員会で検討していたカリキュラムの変更について、9月申請で決定した。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科医療の現場において必要な知識、技術、態度を、患者様に係らせていただき実践で習得する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

シラバスに記載しているGIO、SBOsに基づいた臨床実習を実施する。臨床実習を適正にかつ安全に行うために、臨床実習Ⅰについては、日本歯科大学附属病院にて年間を通し毎月1回、各診療科の歯科医師、歯科衛生士、本校の担当教員、他校の教員で臨床教育部会を行っている。臨床実習Ⅱについては、開始前に臨床実習施設の指導教員と臨床実習Ⅱ計画書を基に打合せを行う。学生には臨床実習Ⅰ要領、臨床実習Ⅱ要領に基づき実習オリエンテーションを行う。臨床実習期間中は巡回を行い状況を把握、改善を行う。また、各科終了時に、各科歯科衛生士が記載した臨床実習評価表、生徒が毎日記入する臨床実習ノート、出席状況により総合的に評価する。

臨床・臨地実習Ⅰ 2年次9月～3月(450時間) 歯科診療所

臨床・臨地実習Ⅱ 3年次4月～9月(450時間) 歯科診療所

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
臨床・臨地実習Ⅰ	歯科診療を効率的かつ効果的に行うために必要な歯科衛生士の役割について理解する 歯科衛生士業務に必要な基本的態度・技能・知識を身につける。SBOsを確実にできるようにする。	波多野歯科医院、赤羽歯科はっとり歯科医院、大月デンタルケア、松本歯科医院等、総数130施設
臨床・臨地実習Ⅱ	歯科診療を効率的かつ効果的に行うために必要な衛生士の役割について理解する。 SBOsに沿って歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の知識、技術、態度を習得する。	波多野歯科医院、赤羽歯科はっとり歯科医院、大月デンタルケア、松本歯科医院等、総数130施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にを行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記  
 教職員に対する研修は、歯科業界で求められている最新の知識・技術を習得する実務研修および、授業内容・方法を改善し、指導力の向上を目指す研修があり、いずれも教職員の能力・資質を向上させ、本校の理念・目的・目標を達成することを基本方針としている。  
 研修の実施・参加にあたっては、教職員研修規程に基づき、各教員の経験・能力等を勘案して組織的に研修計画の策定を行っている。研修終了後には研修報告書を提出、教職員間で共有し、ノウハウを蓄積できるようにしている。学生支援やクラス運営に関わる指導力向上については、学校法人全体で力を入れており、組織的に研修を実施している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等  
 研修名「第3回歯科医師、歯科医療従事者研修会」(連携企業等:東京都立心身障害者口腔保健センター主催)  
 期間:平成30年6月17日(日)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員、歯科衛生士学科Ⅱ部専任教員  
 内容:明日の臨床に活かす!歯周病原菌のリスクマネジメント  
 研修名「口からはじまる健康づくり」(連携企業等:柏元気塾実行委員会・柏医師会・柏市主催)  
 期間:平成30年10月20日(土)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員  
 内容:健康長寿の秘訣  
 研修名「日野原重明ホームヘルパー講座」(連携企業等:チャオの会主催)  
 期間:平成30年12月8日(土)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員  
 内容:介護に役立つ口腔ケアと嚥下訓練体操  
 研修名「第30回歯科保健医療国際協力協議会 総会・学術集会」(連携企業等:JAICOH)  
 期間:令和元年7月6日(土)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員、歯科衛生士学科Ⅱ部専任教員  
 内容:次世代に国際歯科保健をどう託すか  
 研修名「昭和大学学士会後援セミナー」(連携企業等:口腔衛生学部門勉強会、口腔ケアセンター共催)  
 期間:令和元年7月18日(木)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員  
 内容:がん治療における口腔ケアの重要性  
 ② 指導力の修得・向上のための研修等  
 研修名「歯科衛生士専任教員講習Ⅲ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)  
 期間:平成30年8月22日(水)～23日(木)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅱ部専任教員  
 内容:歯科衛生学教育法

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等  
 研修名「日本歯科衛生学会 第14回学術大会」(連携企業等:日本歯科衛生士会 )  
 期間:令和元年9月14日(土)～16日(月)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員、歯科衛生士学科Ⅱ部専任教員  
 内容:治し支える歯科医療をめざして  
 研修名「日本小児歯科学会関東地方大会 第34回 大会・総会」(連携企業等:日本小児歯科学会)  
 期間:令和元年9月16日(月)  
 対象:校長、歯科衛生士学科Ⅰ部専任教員、歯科衛生士学科Ⅱ部専任教員  
 内容:子どもプロジェクト ―社会が育てる心とからだ  
 ② 指導力の修得・向上のための研修等  
 研修名「歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)  
 期間:令和元年8月20日(火)  
 対象:歯科衛生士学科Ⅱ部専任教員  
 内容:歯科衛生学教育法

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

医療関係者および卒業生等が参加し、歯科医療現場の最新の動向を踏まえた幅広い知見をもとに、学校運営や教育環境等について評価をもらい、その結果を次年度の教育活動および学校運営の改善の参考とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 教育理念・目標
(2) 学校運営	2. 学校運営
(3) 教育活動	3. 教育活動
(4) 学修成果	4. 学修成果
(5) 学生支援	5. 学生支援
(6) 教育環境	6. 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	7. 学生の受け入れ募集
(8) 財務	8. 財務
(9) 法令等の遵守	9. 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	10. 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で協議した学力不足の学生のケアについて、解答解説の充実などを進めてきた。2020年からはカリキュラム変更でもっと充実できるようにしている。また、心のケアも臨床心理士に相談しつつ進めてきた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
長谷 誠	ファイン矯正歯科	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	企業等委員
田中 入	朝霞歯科医院	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	企業等委員
辻本 恭久	日本大学松戸歯学部 先端歯科治療学講座 教授	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	企業等委員
松村 利恵	けんと歯科医院	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <https://taiken-jwd.com/aboutus/koukai.html>

公表時期: 令和元年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等をはじめとした学校関係者に対し、本校の取り組み等を学校関係者評価委員会等のチェックを受け、ホームページ等で情報提供を行っていく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の概要 ・教育方針 ・特色 ・学園の沿革 ・学校の沿革
(2) 各学科等の教育	・教育の特色 ・入学に関する受け入れ方針 ・カリキュラム ・シラバス
(3) 教職員	・教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育への取り組み ・実習・実技等の取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	・サークル・部活動 ・学校設備
(6) 学生の生活支援	・子育てサポート ・就職サポート ・学生寮、学生マンション
(7) 学生納付金・修学支援	・授業料およびその他の経費 ・特待生制度・専門実践教育訓練給付金制
(8) 学校の財務	・学園で閲覧
(9) 学校評価	・自己点検・自己評価 ・学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	・国際連携の状況
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL: <https://taiken-jwd.com/aboutus/koukai.html>

授業科目等の概要

(歯科衛生専門課程歯科衛生士科Ⅱ部)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			生物学	生命の誕生と進化、細胞の構造、組織器官の成り立ちを学び、生命の連続性と生体の恒常性、免疫機構などを学ぶ。	1前	30	2	○			○			○		
○			化学	医療に携わる上で必要不可欠な科学の基礎を学び、化学的な見方、考え方を学ぶ。	1中	30	2	○			○				○	
○			臨床心理学	人間を科学的に分析する心理学の基礎知識を学び、人間理解について考え、深める。	1前	30	2	○			○				○	
○			医療倫理	患者にとって安心して安全な歯科衛生士業務を行うための対策について学ぶ。	2前	15	1	○			○				○	
○			歯科英語	日本語を母国語としない患者さんに、公用語の英語で対応できるスキルを身につける。	2前	45	3	○			○				○	
○			解剖学	自分の体を十分に理解した上で、歯科衛生士に必要な解剖学（ヒトの体の構造）の知識を習得する。	1前	30	2	○			○				○	
○			組織・発生学	細胞、組織、器官の関係を理解し、ヒトの発生過程を学び、歯科疾患を理解する基礎知識を習得する。	1前	15	1	○			○				○	
○			生理学	生命現象あるいは生体機能を学び、我々の身体の仕組み、身体機能について学ぶ。	1中	30	2	○			○				○	
○			口腔解剖学	歯の形態や、頭蓋骨の細かい構造や神経の走行など、頭頸部の詳しい構造を学習し理解する。	1前	30	2	○			○				○	
○			口腔生理学	口腔の健康を保つための諸機能について、そのメカニズムを理解するために口腔機能の情報伝達を学ぶ。	1後	15	1	○			○				○	
○			病理学（口腔病理含む）	病気の本態（原因、成りたち、経過、転帰を含む）を理解し、歯科衛生士として必要な病理学の知識を習得する。	1中	30	2	○			○				○	





○		歯科診療補助Ⅱ	歯科診療補助Ⅰで学んだことを基礎に、臨床の場でも自主的に対応できる知識と技術の修得をする。	2 前	60	2	△		○	○		○		
○		主要歯科材料	歯科診療に使用する歯科材料の概要と各材料の特性・用途・取扱いと、その基礎知識について理解する。	1 後	30	2	○			○			○	
○		臨床・臨地実習Ⅰ	歯科診療所における臨床実習を通して歯科衛生士の役割を理解し、基本的な知識・技術・態度を身につける。	2 中後	450	10			○		○	○	○	○
○		臨床・臨地実習Ⅱ	歯科診療所における臨床実習を通して歯科衛生士の役割を理解し、基本的な知識・技術・態度を習得する。	3 前中	450	10			○		○	○	○	○
○		保険請求事務	保険制度、点数算定の仕組みを理解し、レセプト作成の要領を身につける。	2 後	30	2	○	△		○			○	
○		健康社会学	経済格差や、地域や職場における社会的結束が健康を左右する要因であることなどを学ぶ。				○		○		○			
○		総合演習	国家試験の対策授業を行う。	3 中後	270	9			○		○		○	
合計				45科目	2490単位時間( 109単位)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
期末ごとに各科目の試験を行い、及第点を満たせば単位認定、臨床実習については臨床実習施設が記載した評価表と出欠席等で判定、単位認定。各学年末に進級の可否を決定する。卒業については、3年次の1月に総合試験を行い、及第点に満たない者は卒業できないとしている。ただし、国家試験まで日数がある為、伸び代を考え2月末に行う卒業判定会議で決定する。		1学年の学期区分	3期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。